

「就労アセスメント」のはなし

～ 卒業後の進路と相談支援 ～



R5.7.21

右のQRコードから
左のページの表示を
お願いします。



サンクスシェア
代表社員 相談支援専門員 田中 聡



【田中聡（さとる）プロフィール】

- 1984(昭和59)年 小学校教諭として勤務
1996(平成8)年 国立鳴門教育大学大学院学校教育研究科生徒指導コース入学
(現職教員として専門知識を高める研修の機会を得る)
1999(平成11)年 福岡県教育センター研修主事として現場教職員の研修事業に携わる
- 2006(平成18)年 社会福祉法人に入職し障害福祉サービス事業に従事
経験業務 特別支援学校放課後支援事業責任者
福岡市委託相談支援コーディネーター(相談支援専門員)
障がい者グループホーム管理者・サービス管理責任者
生活介護(障がい者通所施設)サービス管理責任者
- 2016(平成28)年 合同会社サンクスシェア創立
2016(平成28)年 相談支援事業所(障がい者)福岡市指定
2017(平成29)年 相談支援事業所(障がい児)福岡市指定
2020(令和 3)年 **スペシャルニーズアシストプロジェクト(SNA) 始動**

【資格】

- ・小中高教諭専修免許
- ・障害福祉サービスサービス管理責任者(全分野) ・児童発達支援管理責任者
- ・相談支援専門員
- ・鳴門教育大学生徒指導学会会員
- ・西日本心理劇学会会員
- ・日本保健教育学会会員
- ・保育士

【実績】

- 2016(平成28)年 強度行動障がい勉強会を毎月主催
2017(平成29)年 福岡福祉向上員会事務局員
2022(令和 4)年 放課後等デイサービス8県23事業所スタッフ育成コンサルティング

- ◆ 60歳
- ◆ 4人家族
- ◆ 北九州市生まれ
- ◆ パイナップル好き
- ◆ 納豆苦手
- ◆ 早起き得意
- ◆ 好きなところ
「ストレスほぼなし」
- ◆ 好きなフレーズ
「やれない理由を探さずに、どうしたらやれるかを考える！」
「Life is choosing
人生は選択の連続だ」

① 卒業後の進路

就職の状況 進路の選択肢

② 訓練等給付の福祉サービス

サービスの対象者 就労アセスメント

③ 卒業までにやっておきたいこと

学校・福祉サービス・就労

① 卒業後の進路



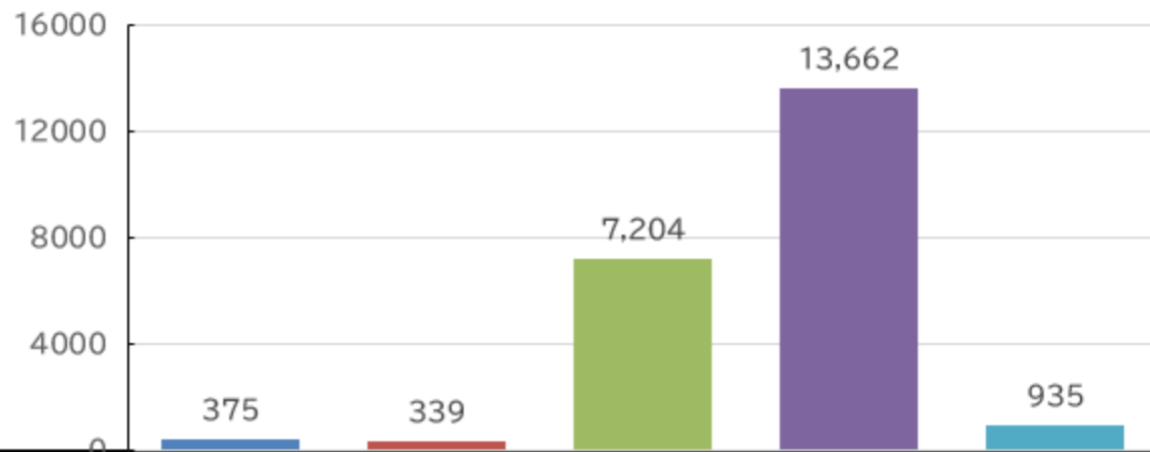
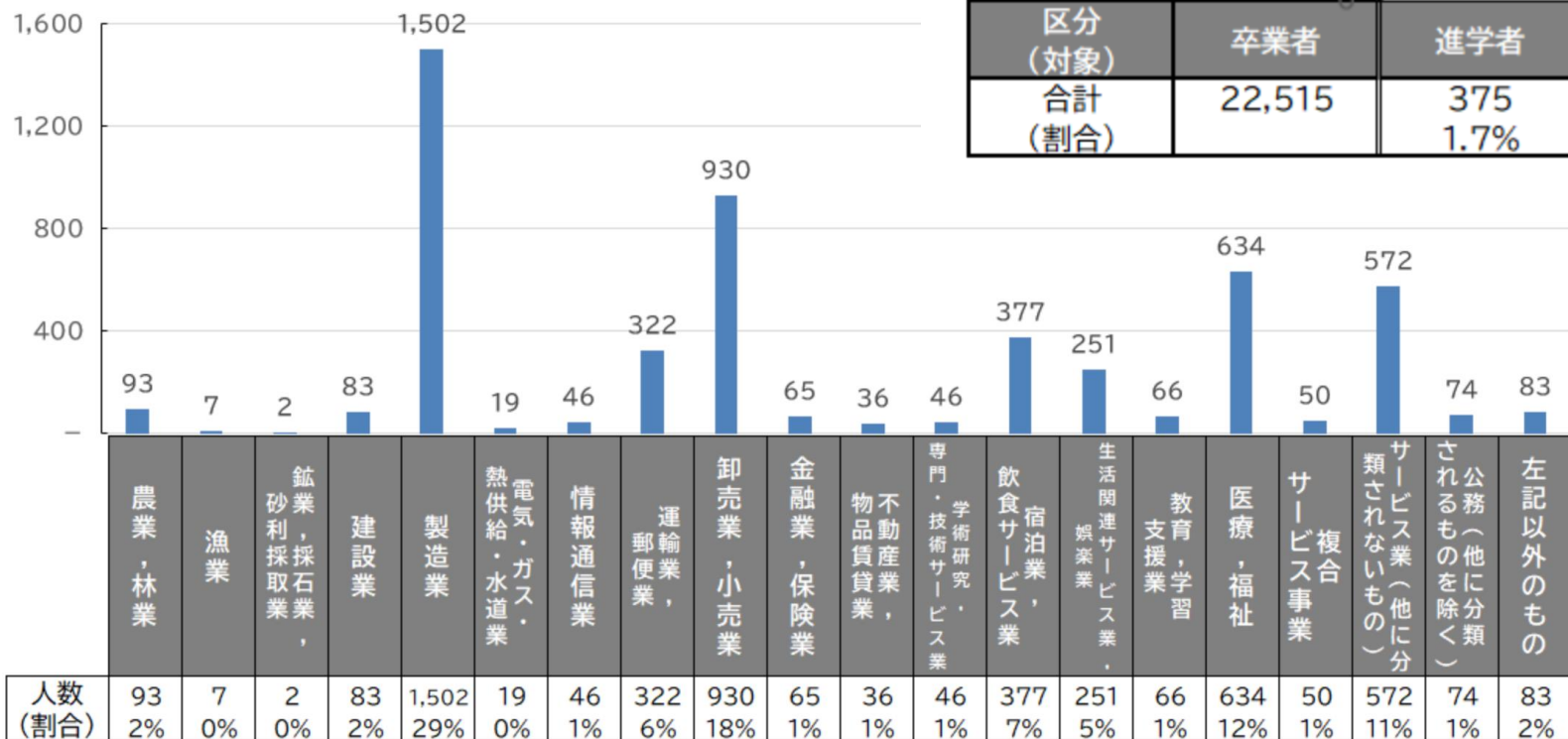
就職の状況 進路の選択肢

卒業後の進路

就職の現状

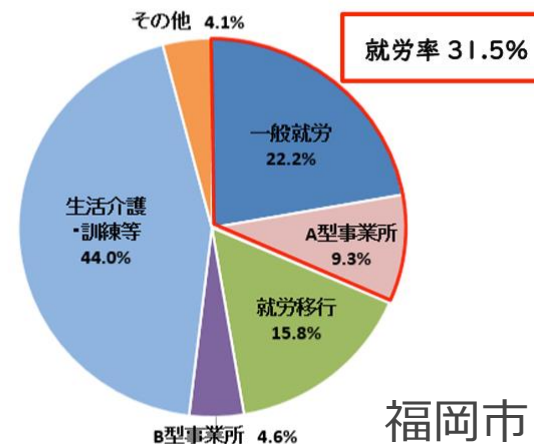
出典：「学校基本統計」（文部科学省）
令和2年

【産業別就職者数】



区分 (対象)	卒業生	進学者	教育訓練機関 等入学	就職者等	社会福祉施設 等入所・通所	その他
合計	22,515	375	339	7,204	13,662	935
割合		1.7%	1.5%	32.0%	60.7%	4.2%

卒業後の進路先 割合（過去5年間平均）
平成27年～令和元年度卒業生



福岡市

障害者の平均勤続年数の推移

職場定着

障害者の平均勤続年数については、近年、新たに雇い入れられる者が増加していることもあるが、全体として、精神障害の場合には短い傾向が見られる。

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成10年	12年0ヶ月	6年10ヶ月	—
平成15年	10年0ヶ月	9年3ヶ月	3年9ヶ月
平成20年	9年2ヶ月	9年2ヶ月	6年4ヶ月
平成25年	10年0ヶ月	7年9ヶ月	4年3ヶ月

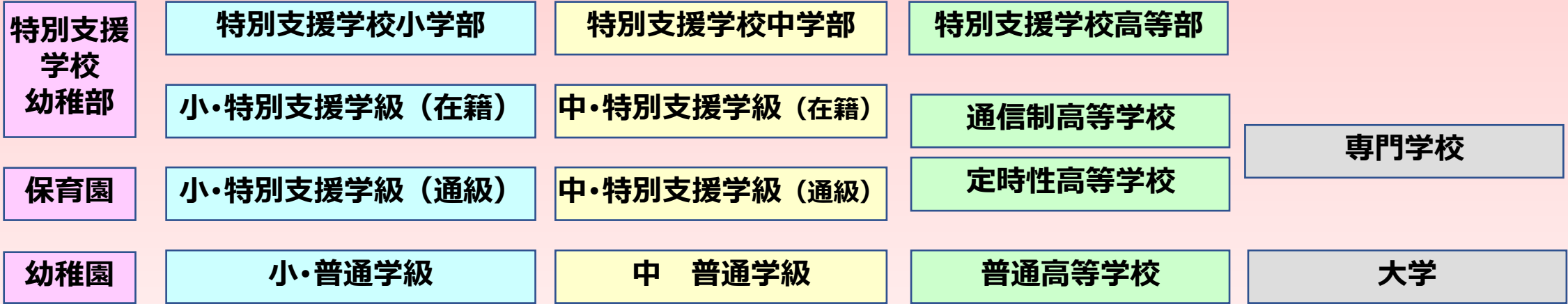
※ 勤続年数：事業所に採用されてから調査時点（各年11月1日）までの勤続年数をいう。
ただし、採用後に身体障害者となった者については身体障害者手帳の交付年月を、採用後に精神障害者となった者については事業所において精神障害者であることを確認した年月を、それぞれ起点としている。

出典：障害者雇用実態調査結果報告書（平成10、15、20、25年度）（厚生労働省障害者雇用対策課）

卒業後の進路

子どもの主な進路選択肢

学校



0

6

12

15

18

児童発達支援

放課後等デイサービス

保育所等訪問支援

一般就労

一般就労（障がい者雇用）

就労移行支援

就労継続支援A型

就労継続支援B型

生活介護

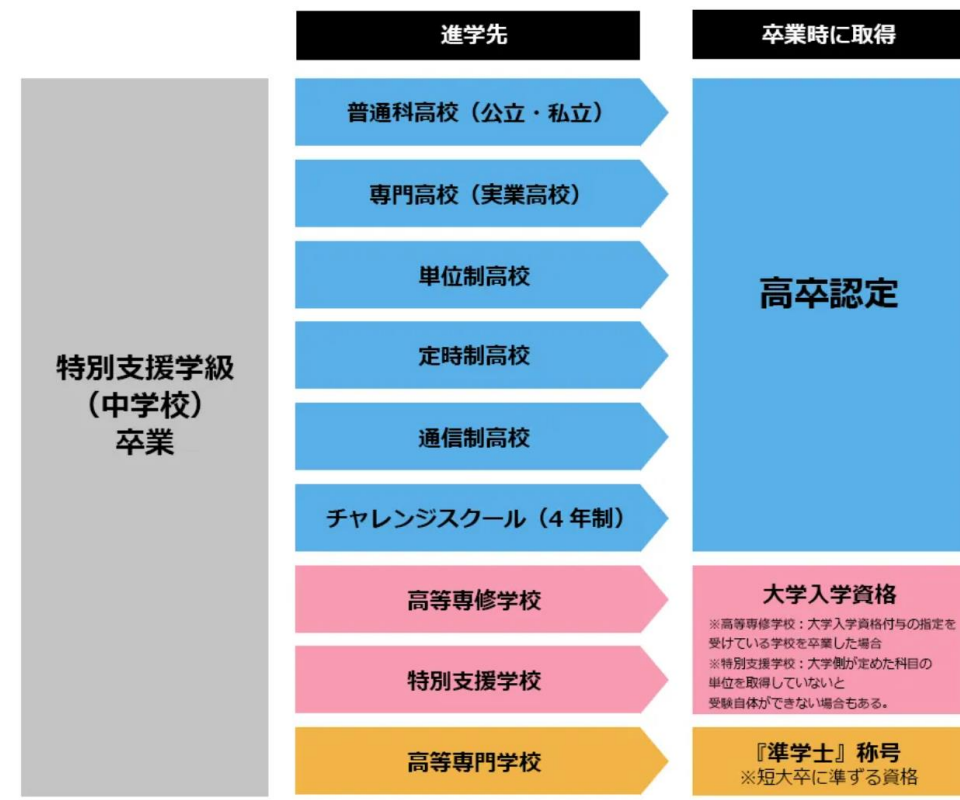
福祉サービス

学校	解説	留意点
普通学校 （通級による指導）	全日制高等学校受験可能	
特別支援学級 （在籍）	高校受験時内申書の点数なし	あとから通常学級にもどることは難しいことが多い
特別支援学校	療育手帳等の取得が必須になつ傾向あり（入学者増のため）	

卒業後の進路

学校の選択（高校）

学校	解説
普通高等学校	高等学校卒業資格あり
専門高校（実業高校） 単位制高校 定時制高校	高等学校卒業資格あり
通信制高等学校	入学は中学1年の学力必要 高等学校卒業資格あり 独自のカリキュラム
特別支援学校 （高等部）	高等学校卒業資格なし



費用5万円/月程度
一般企業就職 4人に一人

福祉サービス等	解説	留意点
一般就労	障がい公表せずに就労	障がいがない人との区別なし32.3万円
一般就労（障がい者雇用）	障がい者雇用枠で採用	ジョブサポート制度 身体21.5万 知的・精神・発達12万前後
就労継続支援A型	福祉サービス（会社と契約関係）	最低賃金の保障 一日4h～5h 月7.4万円～9.3万円
就労継続支援B型	福祉サービス（工賃）	最低3000円～3万円 一般就労の可能性あり
生活介護	日常的に介護が必要な日中の居場所（工賃）	数千円 就労困難

西日本新聞

西日本新聞 > ニュース > 九州 > 福岡 > 北九州

通信制高校生がラジオ番組 学生目線で月1回生放送 DJ担当「達成感すごい」 [福岡県]

2018年08月18日 06時00分



和やかな雰囲気の中、放送に臨む生徒やスタッフたち

[写真を見る](#)

通信制高校サポート校「あしたのつばさ高等学院 S N E C 北九州・黒崎」（八幡西区、4月開校）に通う生徒5人が、若松区のコミュニティーFM局「エースステーションヒビキ」（88・2メガヘルツ）で、1時間の生放送番組「ハイラジ！」を始めた。番組は、毎月第3月曜の午後5時から放送開始。生徒たちは「自分たちの目線で、楽しい番組を作りたい」と意気込んでいる。

同校には、引きこもりや不登校といった困難を経験しながらも、高校卒業資格を取得し、就職や専門学校を目指す



- ・ 自力で通う
- ・ はいと返事
- ・ あいさつ
- ・ いじわるをしない

日本理化学工業株式会社

イベント・ギャラリー | アクセス情報 | リンク | English | Français

Google カスタム検索 TEL: 044-811-4121

トップページ | 商品紹介 | 会社案内 | 障がい者雇用 | エコロジー | キットバスオンラインショップ | よくある質問 | お問い合わせ

ダストレスチョーク

書き味よく、より鮮明に！
環境にやさしい、
エコロジーで高品質なチョークです。

ホタテ貝殻再生材配合で
特許を取得しました。

学校の定番品です。

学校、塾など教育関係の方々へ
学校の定番品、ホタテ貝殻配合のダストレスチョークや新発売の粉が出ないキットバスビューシリーズをご紹介します。

小さなお子様をお持ちの方へ
お子様の創造力を育む、キットバスなどの商品をご紹介します。

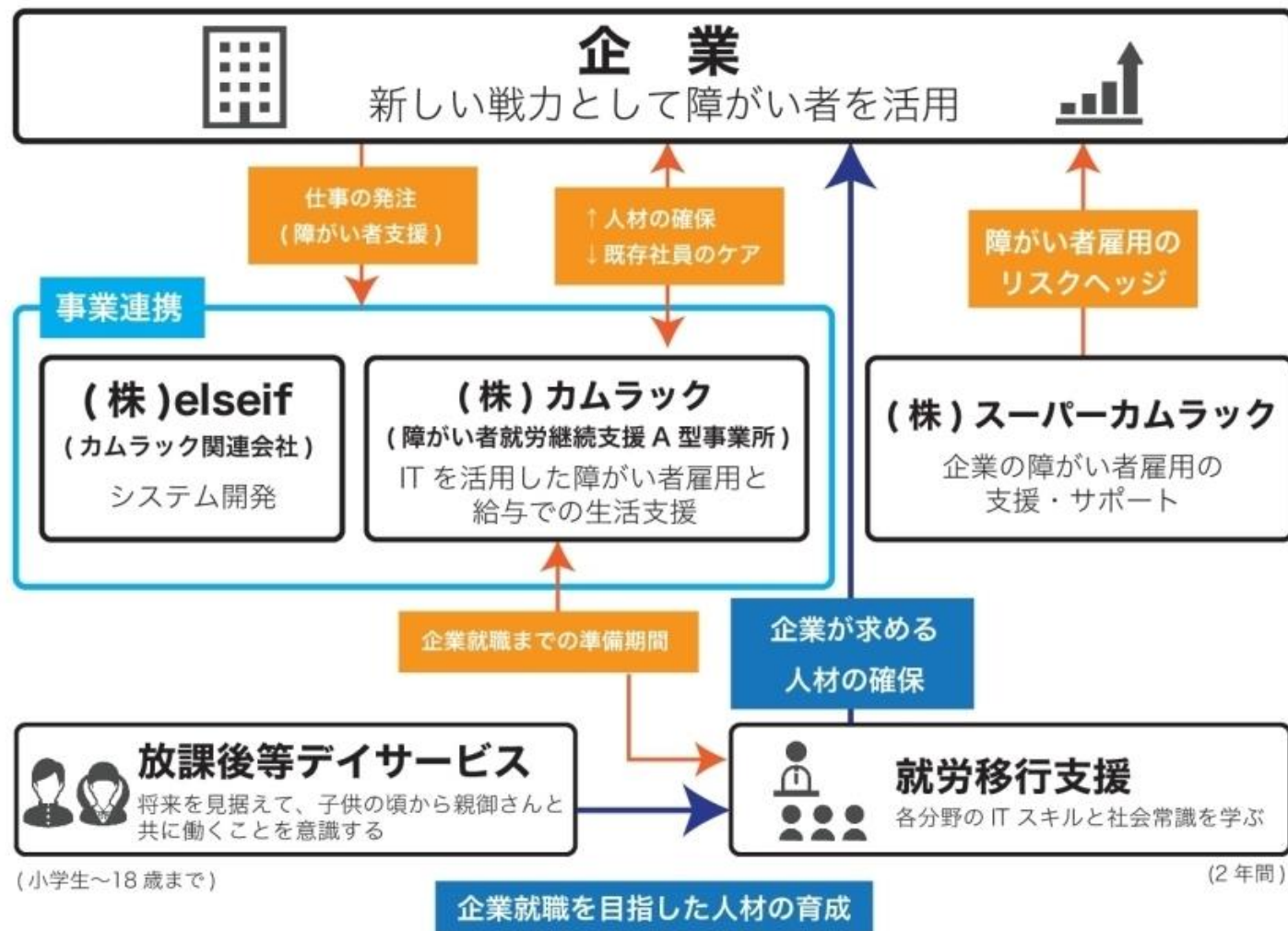
オフィス・ショップ・レストラン・工事現場関係の方々へ
粉が出ないキットバスはメニューボードやPOP作成に最適です。工事現場のマーキングにも！

新製品情報 Topics

紙の黒板

社員の7割が知的障がい者の会社





スーパーカムラック構想 (株式会社カムラック)

② 訓練等給付の福祉サービス



サービス対象者 就労アセスメント 就労継続支援B型

サービス対象者

1 介護給付

① 居宅介護(ホームヘルプ) ①者②児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
② 重度訪問介護 ①者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。2018(平成30)年4月より、入院時も一定の支援が可能となりました。
③ 同行援護 ①者②児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
④ 行動援護 ①者②児	自己外出支援
⑤ 重度障害者等包括支援 ①者②児	介護の
⑥ 短期入所(ショートステイ) ①者②児	自宅で介護等
⑦ 療養介護 ①者	医療と日常生活
⑧ 生活介護 ①者	常に行動又は
⑨ 障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援) ①者	施設内

2 訓練等給付

① 自立訓練 ①者

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

② 就労移行支援 ①者

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

③ 就労継続支援(A型=雇用型、B型=非雇用型) ①者

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

④ 就労定着支援 ①者

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

⑤ 自立生活援助 ①者

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

⑥ 共同生活援助(グループホーム) ①者

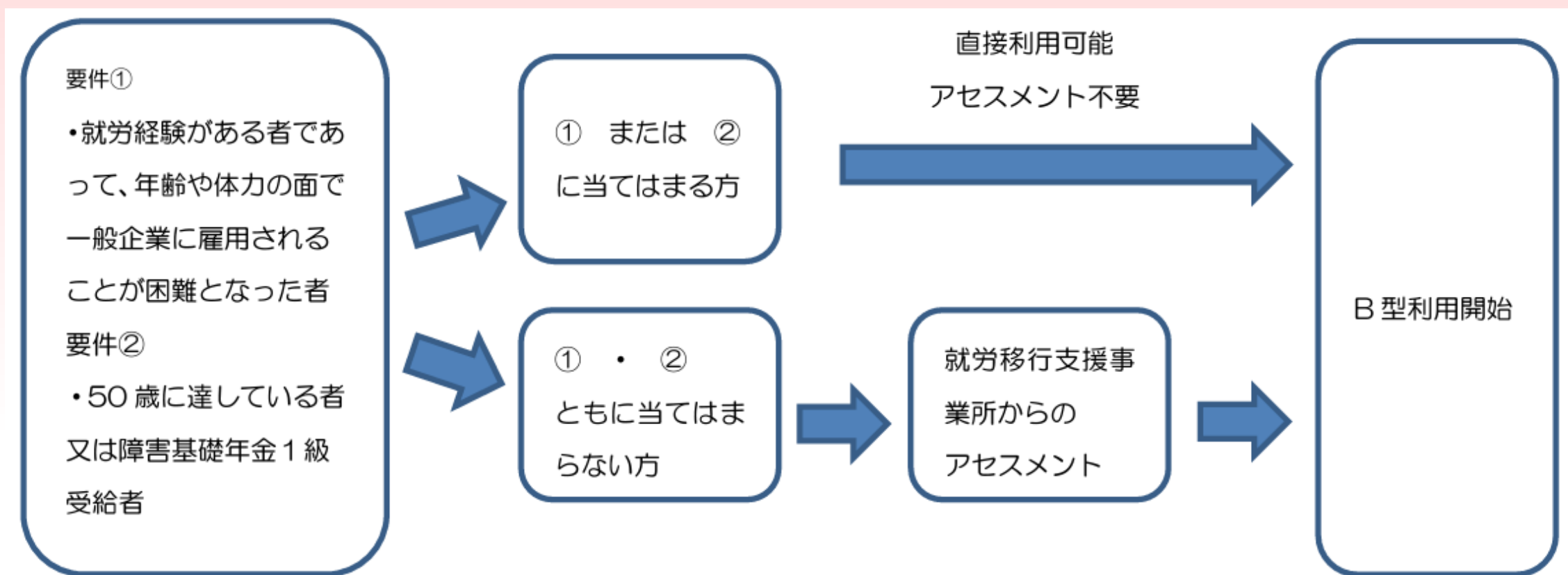
共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

サービス対象者

サービス	対象者
自立訓練 (生活訓練)	<p>【障害を抱えている方で、地域生活を営む上で生活能力の維持や向上等のために、一定の支援が必要となる方】</p> <ul style="list-style-type: none">①入所施設、病院を退所、退院した方の中で地域生活への移行などを図る上で、身体的リハビリテーションの継続や生活能力の維持、回復といった支援が必要な方。②特別支援学校を卒業した方で、地域生活を営む上で生活能力の維持や回復などの支援が必要となる方。
就労移行 支援	<p>【就労を希望する65歳未満で障害を抱えている方で、一般の企業や通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方】</p> <ul style="list-style-type: none">①就労を希望しているものの、一人で就労することが困難であるために、就労に必要な知識や技術の習得を行ったり、就労先の紹介や就職後の相談や助言など総合的にサポートを行うことが必要である方②あん摩マッサージ指圧師免許やはり師免許、きゅう師免許などを取得することで就労を希望している方
就労継続 支援A型	<p>【企業に就労することが困難な方で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な方】</p> <ul style="list-style-type: none">①就労移行支援事業を利用したものの、企業への雇用に結びつかなかった方②特別支援学校を卒業をし就職活動を行ったものの、企業等への雇用に結びつかなかった方。③企業等を離職した方といった、就労経験がある方で現在雇用関係がない方。
就労継続 支援B型	<p>【就労移行支援事業等を利用したものの、一般企業などの雇用に結びつかなかった方や、一定の年齢に達している方などで就労に機関などを通じて生産活動にかかる知識や能力の向上や維持が期待される方】</p> <ul style="list-style-type: none">①就労経験がある方であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方。②50歳に達している方、または障害基礎年金1級受給者。③①、②のいずれにも該当しない方で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者。④障害者支援施設に入所している方については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを得た上で、市町村により利用の必要性が認められた方。

就労アセスメント

就労アセスメントとは



就労アセスメント

就労アセスメントの内容

表 1-1 就労支援のための訓練生用チェックリスト

領域	No.	チェック項目	内容
Ⅰ 日常生活	1	生活のリズム	起床、食事、睡眠などの生活リズムは規則正しい。
	2	健康状態	健康に気をつけ、自分で服薬管理し、良好な体調を保っている。
	3	身だしなみ	場にあった服装をし、清潔であるなど身だしなみはきちんとしている。
	4	金銭管理	小遣い等を計画的に使う、必要なものを買う、補完するなど金銭管理ができる。
	5	交通機関の利用	通学（通所、通勤）に交通機関を一人で利用できる。
	6	規則の遵守	規則や決められたことを守る。
	7	危険への対処	危険と教えられたことをせず、自分の安全を考えて行動する。
	8	出席（出勤）状況	正当な理由（通院、病気、電車の遅れ等）のない遅刻・早退・欠席（欠勤）はない。
Ⅱ 対人関係	1	挨拶・返事	相手に応じた挨拶・返事ができる。
	2	会話	会話に参加し、話についていくことができる。
	3	意思表示	自分の意志（参加したい、トイレ休憩をとりたい、助けてほしい等）を相手に伝えることができる。
	4	電話等の利用	用件を伝えるのに電話、メール、FAX を利用できる。
	5	情緒の安定性	感情のコントロールができ、安定している。
	6	協調性	他人と力を合わせて助け合うことができる。

Ⅲ 作業力	1	体力	1日（7～8時間）を通して作業ができる体力がある。
	2	指示内容の遵守	指示通りに作業をする。
	3	機器・道具の使用	作業機器や道具類を教えられた通りに正しく使える。
	4	正確性	ミスなく正確に作業する。
	5	器用さ	器用に作業する。
	6	作業速度	必要とされる作業速度（指導員の作業速度）がこなせる。
	7	作業変化への対応	作業の内容、手順等の変化に対応できる。
Ⅳ 作業への態度	1	就労意欲	社会に出て働く意欲がある。
	2	質問・報告・連絡	必要な時に適切な質問・報告（作業の終了、失敗等）・連絡ができる。
	3	時間の遵守	時間（作業開始時間、締め切り等）を守る。
	4	積極性	作業に自分から積極的に取り組む。
	5	集中力	作業への集中力がある。
	6	責任感	与えられた作業や当番などは最後までやる。
	7	整理整頓	作業場の整理整頓ができる。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（2009）

「就労支援のための訓練生用チェックリスト」

<https://www.nivr.jeed.go.jp/research/kyouzai/30.html>



Q 卒業後、就労継続支援 B 型を利用するためにはどうすればいい？

A : 学校在籍中に、

- ・ **就労移行支援事業所** や
- ・ **就労継続支援 A 型事業所**
- ・ **一般企業** で「**実習**」を行い、

学校が学校意見書を作成した場合に

卒業後、すぐに就労継続支援 B 型事業所を利用できます。

Q 就労継続支援 B 型を最終いつまでに決めればいいのか？

A : (東福岡特別支援学校の場合)

3 回の実習終了後、**12月予定の高等部 3 年生の個人懇談会**の時に、

卒業後のスケジュールについて学校と保護者が話し合います。

実習期間が終わっているこの段階で、

就労移行支援や就労継続支援 A 型事業所の実習をしていない場合、

計画相談に対し、就労継続支援 B 型の計画案 (プラン) を依頼し、

受給者証を発行してもらいます。

その後、就労移行支援事業所などで就労アセスメントを実施します。

Q 就労移行・就労継続支援 A 型の実習をしていない場合はどうすればいい？

A：在学中に

計画相談事業所へ、**計画案（プラン）**を依頼し、

就労移行支援事業所で『**就労アセスメント**』を受ける必要があります。

期間については、個人の状況によって違いがありますが、

実習期間の目安である『2週間程度』を受け入れする事業所を推奨します。

Q 就労アセスメントは、どこで、だれから受けることができるの？

A 就労移行支援事業所で受けることができます。

福岡市には 78 事業所

東区には 6 事業所あります。

また、制度上、就業・生活支援センター

県内 13 箇所の事業所でも可能です。

【就労アセスメント結果票】

<評価者>
就労アセスメント実施機関: _____ 評価者: _____
<対象者>
氏名: _____ 評価期間: _____ 日間

	評価項目	セールスポイント	問題なし	努力ポイント	所見
基本的なルール	1 欠勤等の連絡				
	2 身だしなみ				
	3 働く場のルールの理解				
	4 健康管理の状況				
	5 感情のコントロール				
社会生活	6 あいさつ				
	7 会話・言葉づかい				
	8 作業上の報告・連絡				
	9 協調性				
	10 仕事の準備と後片付け				
作業態度	11 集中力の維持				
	12 作業能力の向上				
	13 指示の内容の理解				
	14 作業の正確性				
	15 巧緻性				
作業遂行力	16 作業時間と休憩時間の区別				
	17 体力				
	18 作業意欲				
	19 危険への対処				
	20 交通機関の利用				
総合所見					

Q 本人が一般就労できるかどうかの判断ポイントは？

A：（東福岡特別支援学校の場合）

卒業までの**3回の実習**において

それぞれの実習における**実習先の評価**をもとに

学校の評価を加え、

本人、保護者と十分に検討した上で

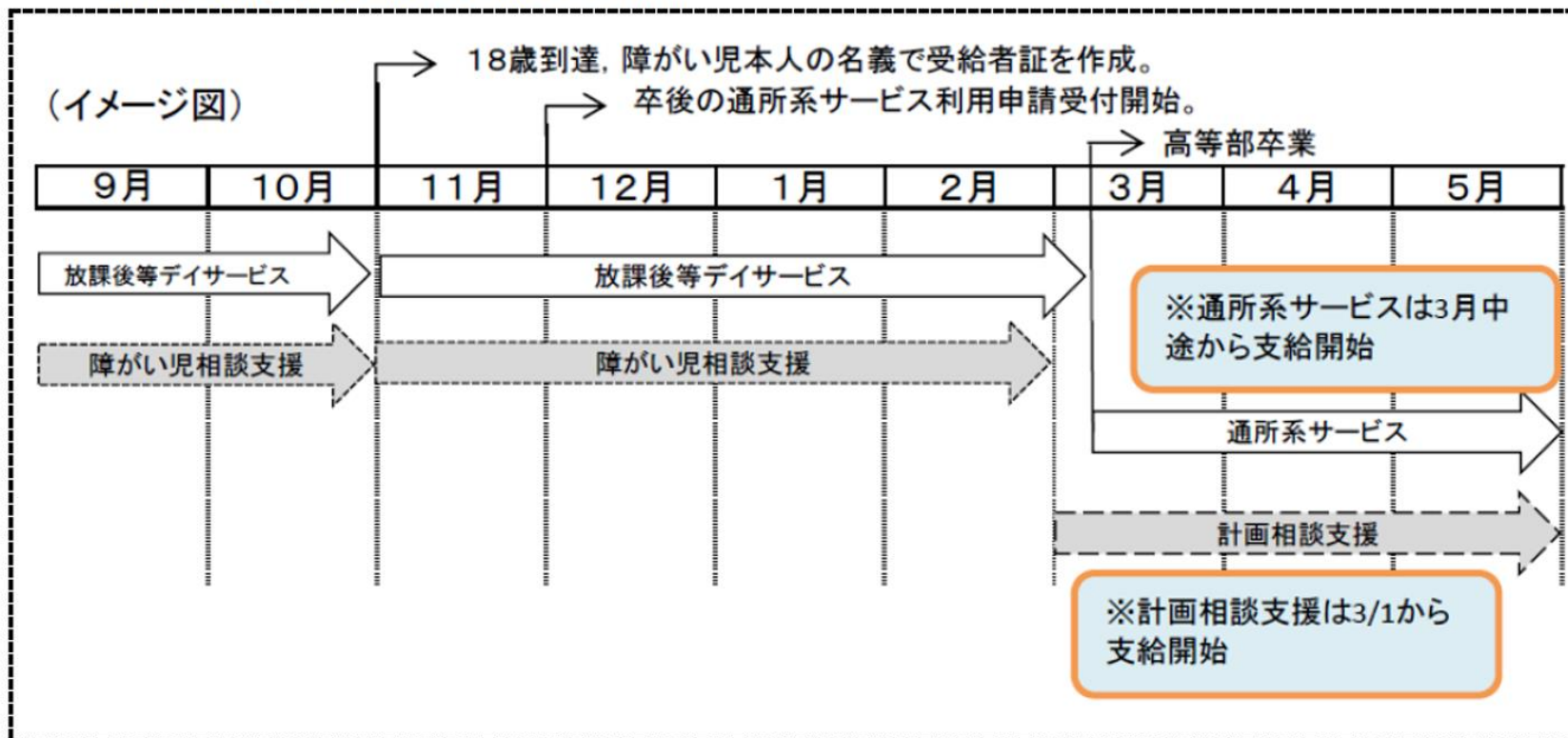
どの進路がふさわしいのかを話し合っ**て**決めます。

Q 就労継続支援 B 型サービスは、いつから利用できるの？

1 放課後等デイサービスから障がい福祉サービスへの切り替えについて

A :

(例)平成29年11月1日に18歳になる障がい児が、卒業後(3月)から障がい福祉サービスの通所系サービス(生活介護、就労移行支援等)を利用する場合。



Q 就労継続支援 B 型サービスを利用開始してから変更はできるの？

A 変更できます。

事業所の職員や相談支援事業所相談員とよく検討して

計画案（プラン）を依頼し、受給者証を変更すれば

就労継続支援 A 型サービスなど、ほかのサービスの利用も可能です。

③ 卒業までにやっておきたいこと



相談員とのつながり 相談窓口 本人の育ち

相談員とのつながり

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、全般的な相談支援を行う

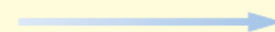
障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う。

相談支援専門員ってどんな人？

実務経験（※）

+

相談支援従事者初任者研修
(初年度)



相談支援専門員

+

相談支援従事者現任研修
(5年に1度)

※障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における相談支援・介護等の業務における実務経験（3～10年）

〇〇しやすくする人

生活 仕事 暮らし 学び 余暇 人間関係…

障がい児者やその家族の方々が、
さまざまなサービスを利用しながら、
地域の中でその人らしい暮らしを続けていくために、
あらゆる相談を受け止め、常に本人の立場に立って、

- ・「望んでいることは何か」
- ・「何を支援すればよいか」
- ・「支援をするときに地域の社会資源はどんな状況か」

など、さまざまな視点をもって、本人を中心に、家族、支援者、行政
等とネットワークを構築しながら行う支援です。

【① 基本相談支援】

- ・ 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・ 社会資源を活用するための支援（各施設への助言、指導等）
- ・ 社会生活力を高めるための支援
- ・ 権利擁護のために必要な援助
- ・ 専門機関の紹介など

【② 計画相談支援】

- ・ サービス等利用計画の作成
- ・ サービス等利用計画の見直し（モニタリング）

相談員とのつながり

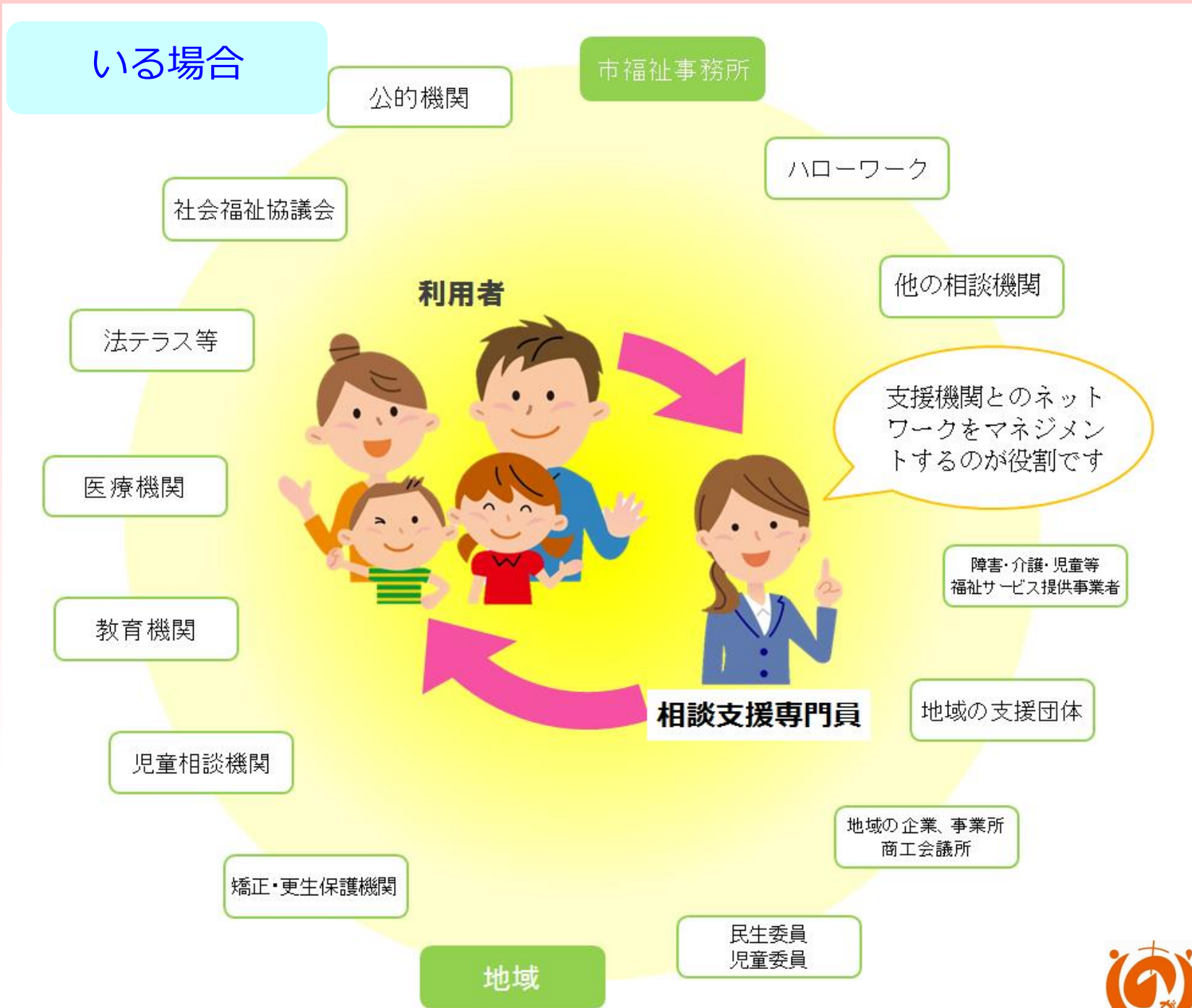
- ・ 本人や家族だけでなんでもやらなくちゃならない
- ・ それぞれの関係機関と、一つ一つつながりをつくらなくちゃならない
- ・ 専門的なことがよくわからない
- ・ 本人や家族だけで連携するチームをつくらなくちゃならない
- ・ 相談するところがよくわからなくて悩みを抱えてしまう
- ・ 人が変わると対応ががらっと変わってしまっって戸惑う

いない場合



相談員とのつながり

- ・ 本人や家族で対応が難しい部分を代行してくれる
- ・ 専門家との橋渡しをしてくれる
- ・ 専門的な情報提供を頼むことができる
- ・ 関係機関のチーム作りをしてくれる
- ・ 長い期間に渡って人生に寄り沿ってくれる
- ・ 困ったことについていつでも相談しやすい
- ・ 支援の方向性について、関係機関と共有できる



利用計画	内容
不十分な 利用計画	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 総合的な支援の方針の中身がスカスカ<input type="checkbox"/> 保護者や本人が望むニーズや希望が正しく記入されていない<input type="checkbox"/> ニーズや希望と利用する福祉サービス等が合っていない<input type="checkbox"/> 1年先を目安にして到達する目標になっていない<input type="checkbox"/> 目標が抽象的すぎる<input type="checkbox"/> 学校との連携について書かれていない<input type="checkbox"/> 家族支援について書かれていない
質の高い 利用計画	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 総合的な支援の方を読めば、なぜ福祉サービスを利用する必要があるのかがわかる<input type="checkbox"/> 将来的な進路を見据えた方針の記述になっている<input type="checkbox"/> ニーズや希望に見合ったふさわしいサービスの量が設定されている<input type="checkbox"/> 毎回同じ目標記述ではなく、更新ごとに新たな目標設定がされている<input type="checkbox"/> 本人の現状に見合った支援の優先順位が考えられている<input type="checkbox"/> 福祉サービス利用だけにとどまらず、インフォーマルな支援も考えられている<input type="checkbox"/> 各関係機関との連携の内容について具体的に記述されている<input type="checkbox"/> 障がい児支援の場合、家族支援の内容も盛り込まれている<input type="checkbox"/> 支援の目標や役割の部分は、実際にできたかどうかの評価ができる記述になっている

利用計画	内容
不十分な 相談支援 専門員	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 電話連絡しても折り返しが無い<input type="checkbox"/> 利用計画書を配付してくれない<input type="checkbox"/> モニタリングの訪問をしてくれない<input type="checkbox"/> 事業所さんなどの情報提供を依頼しても調べてくれない、教えてくれない<input type="checkbox"/> 担当者会議が開かれたことが無い<input type="checkbox"/> 困ったことがあっても、ちゃんと相談にのってくれない<input type="checkbox"/> 自分の意見を押し通す
質の高い 相談支援 専門員	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 特に必要がない場合でも時々連絡をくれる<input type="checkbox"/> 担当者会議でリーダー性を発揮している<input type="checkbox"/> とにかくじっくり話をきいてくれる<input type="checkbox"/> 納得できるアドバイスをしてくれる<input type="checkbox"/> 相談しやすい<input type="checkbox"/> ことばの端々に勉強していることが伺える<input type="checkbox"/> たくさんの連携先とつながっている<input type="checkbox"/> 意思を決定するための適切な情報を提供してくれる<input type="checkbox"/> できることとできないことを明確に示してくれる

- 相談支援専門員の仕事内容を把握しておく
- 障がい児支援利用計画をよく読み込む
- モニタリングの期間を短くする
- 必要とあらば、思い切って相談員を変える
- 困ったとき、悩んだときに、とにかく相談する
- 相談員に必要時に必要な情報提供を依頼する
- 課題解決のために「個別支援会議」の開催を依頼する
- 事業所等との面談時の第三者立会人を依頼する
- 自分でできることは自分でやる

相談窓口

福岡市の相談窓口

相談窓口ガイド

福岡市役所のウェブ相談窓口ガイドです。何かで困ったとき、解決に役立つ相談やお問い合わせ先をご案内します。

- 行政一般
- 法律・消費
- 住宅・不動産
- 税金
- 暴力・警察
- 犯罪被害者・交通事故
- DV・男女・人権
- 子ども・教育・家庭
- 福祉
- 医療・健康
- 健康保険・年金
- ごみ・衛生・水道
- 道路・公園・自転車
- 車免許・登録
- 経営・就労
- 動物・植物
- 交通機関
- NPO・ボランティア
- 観光・外国人

相談窓口ガイド(福祉)

時間欄に記載する日程のうち、祝休日・年末年始・休館日は除きます。

- 福祉一般
- 生活困窮
- 高齢者
- 障がい者
- 成年後見・金銭管理

障がい者(※詳細は各リンク先をご覧ください)

障がい者110番

福岡市身体障害者福祉協会

電話	092-738-0010
FAX	092-791-7687
時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(第2・4木曜日は正午～午後8時) (上記以外の時間や土曜は要相談。留守番電話、FAXは24時間受付) ※弁護士等による定期相談も実施しておりますので、詳しくは直接お問い合わせください

発達障がいに関する相談

発達障がい者支援センター(ゆうゆうセンター)

電話	092-845-0040
FAX	092-845-0045
時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

障がい者の在宅生活全般に関する相談

(お住まいの地区を担当する区障がい者基幹相談支援センターはこちらで確認してください)

- ・ 東区第1
- ・ 東区第2
- ・ 東区第3
- ・ 博多区第1
- ・ 博多区第2
- ・ 中央区
- ・ 南区第1
- ・ 南区第2
- ・ 南区第3
- ・ 城南区
- ・ 早良区第1
- ・ 早良区第2
- ・ 西区第1
- ・ 西区第2

東区第1障がい者基幹相談支援センター

電話	092-607-3651
FAX	092-607-3652
時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ※緊急時には、上記時間外でも対応可 (上記時間外は、専用の電話番号をご案内します)

東区第2障がい者基幹相談支援センター

電話	092-674-1301
FAX	092-674-1303
時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ※緊急時には、上記時間外でも対応可 (上記時間外は、専用の電話番号をご案内します)

東区第3障がい者基幹相談支援センター

電話	092-292-5604
----	--------------

地域社会資源

2021 福岡市の 障がい福祉 ガイド



令和3年度

福岡市保健福祉局

相談窓口	1
手帳	2
医療・リハビリテーション	3
難病等	4
手当・年金給付金等	5
障害者総合支援法のサービス	6
障がい児の主な福祉制度・サービス	7
生活用具等	8
在宅サービス	9
外出の支援	10
交通	11
社会参加	12
就労	13
税の控除・減免	14
公共料金等の割引	15
住宅	16
スポーツ・文化レクリエーション	17
啓発活動	18
事業所・施設グループホーム	19
障がい児の事業所・施設	20
資料編	21

もくじ

・主な障がい福祉施策一覧表	1	・自立支援医療制度	17
1 相談窓口		・後期高齢者医療制度	17
・各区福祉・介護保険課	3	・結核児童の療育の給付	18
・障がい者更生相談所	3	・すこやか歯科健診	19
・こども総合相談センター	3	・心身障がい福祉センター(あいあいセンター)	19
・各区健康課	4	・東部療育センター	20
・精神保健福祉センター	4	・西部療育センター	20
・心身障がい福祉センター(あいあいセンター)	4	・療育訓練	20
・高次脳機能障がい支援センター	4	4 難病等	
・療育センター(東部・西部)	5	・特定医療費(指定難病)助成事業	21
・こども療育相談窓口	5	・特定疾患治療研究事業	21
・発達障がい者支援センター(ゆうゆうセンター)	5	・小児慢性特定疾病医療費助成事業	21
・発達教育センター	5	・福岡市在宅人工呼吸器使用患者支援事業	21
・区障がい者基幹相談支援センター	6	・福岡県在宅難病患者レスパイト入院事業	22
・介護実習普及センター	7	・先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	22
・住宅改造相談センター	7	・肝炎治療特別促進事業	22
・認知症介護相談	7	・難病医療講演会・相談会	22
・権利擁護のための相談窓口	7	・難病患者等訪問指導事業	23
・福岡市社会福祉協議会	8	・福岡県難病相談支援センター/福岡市難病相談支援センター	23
・福岡市障がい者就労支援センター	8	・特定医療費(指定難病)支給認定の対象疾病一覧	24~26
・福岡市障がい者110番	8	5 手当・年金・給付金等	
・障がい者の差別解消に関する相談	8	・特別障がい者手当	27
・通報・届出の窓口	8	・障がい児福祉手当	27
・福岡市聴覚障がい者情報センター	9	・福岡市重度心身障がい者福祉手当	28
・ろうあ者相談員・手話通訳者	9	・外国人重度心身障がい者給付金	28
・民生委員・児童委員	9	・特別児童扶養手当	28
・こころの健康相談	9	・児童扶養手当	29
・心の相談電話	9	・災害遺児手当	29
・身体障がい者相談員、知的障がい者相談員	9~11	・年金制度	30
・避難行動要支援者名簿	12	・障害基礎年金(国民年金)	30
・避難情報配信システム	12	・特別障害給付金	31
・NET119緊急通報システム・FAX119番通報	12	・障害厚生年金	32
2 手帳		・産科医療補償制度	32
・身体障害者手帳の交付	13	・心身障害者扶養共済制度	33
・療育手帳の交付	14	・生活福祉資金(福祉資金)	33
・精神障害者保健福祉手帳の交付	15	・在宅薬療法者に対する電気料助成事業	34
3 医療・リハビリテーション		・自動車運転免許取得の助成	34
・重度障がい者医療費助成制度	16	・自動車改造費の助成	34

新型コロナウイルスの影響により、事業等によっては記載内容に変更がある場合があります。

6 障害者総合支援法のサービス		10 外出の支援	
・サービスを利用できる人	35	・移動支援	58
・サービスの種類など	35	・同行援護	58
・障がい福祉サービス利用までの流れ	36	・行動援護	58
・障がい支援区分	37	・「ふくおか・まごころ駐車場」制度	59
・障がい支援区分と利用できるサービス	37	・駐車禁止除外指定車標章	60
・障がい福祉サービスを利用したときの費用	38	・専用場所駐車標章	61
・地域生活支援事業を利用したときの費用	38	・市営駐車場の利用料金の減免	61
・高額障がい福祉サービス費	39	・市営自転車駐車場の利用料金の減免	61
・障がい者等地域生活支援協議会	40	・歩行困難な身体障がい者が利用する自転車の取扱い	62
7 障がい児の主な福祉制度・サービス		・福岡市バリアフリーマップ	62
・サービス受給者証について	41	11 交通	
・受給者証で利用できる福祉サービス	42	・福祉乗車券・福祉乗車証の交付	63
・児童発達支援等(受給者証のサービス)	43	・福祉タクシー料金の助成	63
・その他の主なサービスについて	44~46	・障がい者移送サービス	64
8 生活用具等		・タクシー料金の1割引制度	64
・補装具費の支給	47	・福岡市地下鉄料金の割引	64
・日常生活用具の給付	48~51	・市営渡船運賃の割引	65
・福祉電話等の給付・貸与・声の訪問	52	・JR九州(鉄道)	65
・緊急通報システム機器の設置	52	・JR九州バス	66
・徘徊知的障がい者検索システム事業	52	・西鉄電車(天神大牟田線・貝塚線)	66
・点字図書給付事業	52	・西鉄バス	67
9 在宅サービス		・昭和バス	67
・居宅介護(ホームヘルプ)	53	・航空	67
・重度訪問介護	53	・有料道路	68
・訪問入浴サービス	53	12 社会参加	
・短期入所	54	・補助犬	69
・日中一時支援(日中預かり)	54	・手話通訳者の派遣	69
・重度障がい者入院時コミュニケーション支援	54	・市議会傍聴時の手話通訳者の派遣	69
・地域移行支援	55	・要約筆記者の派遣	69
・地域定着支援	55	・盲ろう者通訳・介助員の派遣	70
・自立生活援助	55	・市政だより・市議会だより(点字版・デジザン版・音楽CD版・テキスト版)	70
・訪問型在宅レスパイト事業	55	・会議録・議会月報(フロッピーディスク版)	70
・特別支援学校放課後等支援事業	56	・市ホームページ	70
・医療的ケア児在宅レスパイト事業	56	・郵便等投票制度	70
・緊急一時介護	57	・代理記載制度	71
・配食サービス	57	・視覚障がい者誘導ブロック、視覚障がい者用付加装置付信号機(首振り誘導付信号機)、福祉用公共電話の設置等	72
・強度行動障がい者集中支援	57	・日常生活自立支援事業	72

- 外に出て社会体験をする（失敗をする）
- 要求を出せること（依頼ができる）
- 人に好かれること